

名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の<u>実施に関する要綱</u>(以下「実施要綱」という。)第8条第1項に規定する、次の各号に掲げる事業(以下「第1号事業」という。)に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予防専門型訪問サービス (2) 生活支援型訪問サービス (3) 予防専門型通所サービス (4) ミニデイ型通所サービス (5) 運動型通所サービス (6) 自立支援型配食サービス <p>(費用の額の算定)</p> <p>第2条 略</p> <p>(支給限度額の算定対象外)</p> <p>第3条 別表1の1注<u>6、ト、チ、リ及びヌ並びに3注8、リ、ワ、カ、ヨ及びタ</u>に規定する加算又は減算に係る費用の額については、<u>実施要綱第10条に規定する支給限度額の算定対象外とする。</u></p> <p>別表1 第1号事業費単位数表</p> <p>予防専門型訪問サービス費及び予防専門型通所サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。<u>なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)及び介護保険</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の(以下「実施要綱」という。)第8条第1項に規定する、次の各号に掲げる事業(以下「第1号事業」という。)に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予防専門型訪問サービス (2) 生活支援型訪問サービス (3) 予防専門型通所サービス (4) ミニデイ型通所サービス (5) 運動型通所サービス (6) 自立支援型配食サービス <p>(費用の額の算定)</p> <p>第2条 略</p> <p>(支給限度額の算定対象外)</p> <p>第3条 別表1の1注<u>4、へ及びト</u>並びに3注<u>6、ル、ヨ及びタ</u>に規定する加算又は減算に係る費用の額については、<u>実施要綱第10条に規定する支給限度額の算定対象外とする。</u></p> <p>別表1 第1号事業費単位数表</p> <p>予防専門型訪問サービス費及び予防専門型通所サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。<u>なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護</u></p>

法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号）に準ずるものとする。

1 予防専門型訪問サービス

(1 月あたり)

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ)(1 週に 1 回程度) 1,176 単位
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ)(1 週に 2 回程度) 2,349 単位
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ)(1 週に 2 回程度超) 3,727 単位

注 1 予防専門型訪問サービス指定事業所(実施要綱第 3 条第 1 号に規定する予防専門型訪問サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準(以下「予防専門型訪問サービス基準」という。)を定める要領第 5 条第 1 項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。注 3 において「居宅介護従業者基準」という。)第 1 条第 3 号、第 8 号及び第 13 号に規定する者を除く。))が予防専門型訪問サービスを行う場合にあつては、65 歳に達した日の前日において、当該予防専門型訪問サービス指定事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。注 3 において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注 3 において同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。)に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準ずるものとする。

1 予防専門型訪問サービス

(1 月あたり)

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ)(1 週に 1 回程度) 1,176 単位
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ)(1 週に 2 回程度) 2,349 単位
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ)(1 週に 2 回程度超) 3,727 単位

注 1 予防専門型訪問サービス指定事業所(実施要綱第 3 条第 1 号に規定する予防専門型訪問サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準(以下「予防専門型訪問サービス基準」という。)を定める要領第 5 条第 1 項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。注 2 において「居宅介護従業者基準」という。)第 1 条第 3 号、第 8 号及び第 13 号に規定する者を除く。))が予防専門型訪問サービスを行う場合にあつては、65 歳に達した日の前日において、当該予防専門型訪問サービス指定事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。注 2 において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注 2 において同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。)に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)及び省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)において1週に1回程度 of 予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度 of 予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数 of 程度を超える予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合

注2 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 略

注6 予防専門型訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは予防専門型訪問サービス指定事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住す

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)及び省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)において1週に1回程度 of 予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度 of 予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数 of 程度を超える予防専門型訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)に対し予防専門型訪問サービスを行った場合

注2 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

(新設)

(新設)

注3 略

注4 予防専門型訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは予防専門型訪問サービス指定事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住す

る利用者（予防専門型訪問サービス指定事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は予防専門型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、予防専門型訪問サービス指定事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する予防専門型訪問サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（予防専門型訪問サービス指定事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注7 略

注8 略

ニ 略

ホ 略

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1

る利用者又は予防専門型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注5 略

注6 略

ニ 略

ホ 略

（新設）

回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員処遇改善加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下同じ。）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。以下同じ。）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ヌ 介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日以降適用）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イからへまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イからへまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イからへまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イからへまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) イからへまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) イからへまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) イからへまでにより算定した単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（新設）

- 数の 1000 分の 200 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

2 生活支援型訪問サービス

(1 月あたり)

- イ 生活支援型訪問サービス費(I) (1 週に 1 回程度) 1,064 単位
- ロ 生活支援型訪問サービス費(II) (1 週に 2 回程度) 2,128 単位
- ハ 生活支援型訪問サービス費(III) (1 週に 2 回程度超) 3,192 単位

注 1 利用者に対して、生活支援型訪問サービス指定事業所(実施要綱第 3 条第 1 号に規定する生活支援型訪問サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者(名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領第 5 条に規定する従事者をいう。

2 生活支援型訪問サービス

(1 月あたり)

- イ 生活支援型訪問サービス費(I) (1 週に 1 回程度) 972 単位
- ロ 生活支援型訪問サービス費(II) (1 週に 2 回程度) 1,944 単位
- ハ 生活支援型訪問サービス費(III) (1 週に 2 回程度超) 2,916 単位

注 1 利用者に対して、生活支援型訪問サービス指定事業所(名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第 3 章に規定する基準緩和訪問型サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者(名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設

以下同じ。)が、生活支援型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 生活支援型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合

注2 略

注3 略

ニ 略

3 予防専門型通所サービス

(1月あたり)

- イ 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) (1週に1回程度) 1,798 単位
- ロ 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) (1週に2回程度以上) 3,621 単位

注1 名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領(以下「予防専門型通所サービス基準」という。)第5条第2号及び第3号の基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所(予防専門型通所サービス基準第5条に規定する予防専門型通所サービス従業者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、予防専門型通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

備及び運営に関する基準を定める要領第5条に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、生活支援型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 生活支援型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える生活支援型訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)に対し生活支援型訪問サービスを行った場合

注2 略

注3 略

ニ 略

3 予防専門型通所サービス

(1月あたり)

- イ 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) (1週に1回程度) 1,672 単位
- ロ 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) (1週に2回程度以上) 3,428 単位

注1 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第71号に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所(名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領(以下「予防専門型通所サービス基準」という。)第5条に規定する予防専門型通所サービス従業者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、予防専門型通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定

<p>イ 略 ロ 略</p> <p>注 2 略</p> <p>注 3 略</p> <p>注 4 <u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注 5 <u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注 6 略</p> <p>注 7 略</p> <p>注 8 同一建物居住者等減算 予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物から当該予防専門型通所サービス指定事業所に通う者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、1 月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 (1) イを算定する場合 376 単位 (2) ロを算定する場合 752 単位</p> <p>注 9 <u>利用者に対して、その居宅と予防専門型通所サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（イを算定している場合は 1 月につき 376 単位を、ロを算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 8 を算定している場合は、</u></p>	<p>する。 イ 略 ロ 略</p> <p>注 2 略</p> <p>注 3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>注 4 略</p> <p>注 5 略</p> <p>注 6 同一建物居住者等減算 予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物から当該予防専門型通所サービス指定事業所に通う者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、1 月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 (1) イを算定する場合 376 単位 (2) ロを算定する場合 752 単位</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

この限りではない。

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他予防専門型通所サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防専門型通所サービス計画(予防専門型通所サービス基準第40条において規定する予防専門型通所サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 予防専門型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(削除)

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他予防専門型通所サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防専門型通所サービス計画(予防専門型通所サービス基準第40条において規定する予防専門型通所サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 予防専門型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ニ 運動器機能向上加算 225 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言

	<p><u>語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</u></p> <p><u>ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</u></p> <p><u>ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p><u>ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。</u></p>
<p>三 略</p> <p>ホ 栄養アセスメント加算 50 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(トの注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために</p>	<p>ホ 略</p> <p>ハ 栄養アセスメント加算 50 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は<u>選択的サービス複数実施加算</u>の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(トの注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために</p>

必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。

ハ 略

ト 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位
- (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

チ 一体的サービス提供加算 480 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。

ト 略

チ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びリにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位
- (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

リ 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

(削除)

リ 略

ヌ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

ル 略

エ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し予防専門型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ヌ 事業所評価加算 120 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、評価対象期間(事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(ニ若しくはトの注に掲げる基準又はチの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ル 略

エ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

エ 略

カ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し予防専門型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ワ 介護職員処遇改善加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで適用）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ク 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからカまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからカまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからカまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからカまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位

数に加算する。

タ 介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日以降適用）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所（注1の加算を算定しているものを除く）が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

数に加算する。

(新設)

- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

4 ミニデイ型通所サービス

(1月あたり)

イ ミニデイ型通所サービス費(I) 1,480 単位

注1～注3 略

ロ 略

ハ 略

注1～注4 略

5 運動型通所サービス

(1回あたり)

4 ミニデイ型通所サービス

(1月あたり)

イ ミニデイ型通所サービス費(I) 1,417 単位

注1～注3 略

ロ 略

ハ 略

注1～注4 略

5 運動型通所サービス

(1回あたり)

<p>イ 運動型通所サービス費 <u>256</u> 単位</p> <p>注 1～注 3 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 略</p> <p>注 1～注 4 略</p> <p>二 評価加算(評価実施月につき) <u>256</u> 単位 注 運動型通所サービス指定事業所が、サービス提供開始日から 3 か月経過ごとに、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するため、別に定める評価項目について評価を実施した場合、評価を実施した月に所定の単位数を加算するものとする。</p> <p>別表 2 略</p>	<p>イ 運動型通所サービス費 <u>240</u> 単位</p> <p>注 1～注 3 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 略</p> <p>注 1～注 4 略</p> <p>二 評価加算(評価実施月につき) <u>240</u> 単位 注 運動型通所サービス指定事業所が、サービス提供開始日から 3 か月経過ごとに、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するため、別に定める評価項目について評価を実施した場合、評価を実施した月に所定の単位数を加算するものとする。</p> <p>別表 2 略</p>
--	--

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領による改正後の「名古屋市第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）別表 1 の 1 注 4 は令和 7 年 3 月 31 日までの間は適用しない。また、新要領別表 1 の 3 注 5 は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和 7 年 3 月 31 日までの間適用しない。